

船舶事故調査報告書

平成21年9月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 長 後 藤 昇 弘

委員 楠 木 行 雄

委員 横 山 鐵 男（部会長）

委員 山 本 哲 也

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成20年11月23日（日）16時25分ごろ、船長は、落水したものと考えられる。）
発生場所	不明（琵琶湖蓬莱山三角点から真方位100° 5,800m付近において、船長は落水したものと考えられる。）
事故調査の経過	平成20年11月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート アサオカ、1.0トン 253-31164 滋賀、個人所有 6.15m×2.34m×0.76m、FRP ガソリン機関1基、184kW（連続最大）、平成20年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成8年11月7日 免許証交付日 平成17年12月19日 （平成23年11月6日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機カウル右舷側割損、魚群探知機脱落
事故の経過	<p>本船は、平成20年11月23日、船長1人が乗り組み、滋賀県大津市<small>しもさかもと</small>下坂本の係留地を出発し、<small>わにいまじゅく</small>同市和邇今宿のマリーナで同乗者1人を乗船させ、バス釣りをしながら琵琶湖西岸沿いに移動しながら北上した。16時ごろ、本船が北小松漁港東北東方沖約600mに位置する釣り場に至ったとき、日没まで1時間をきり、船舶安全法上、夜間航行を禁止されていることから、船長は、いったん、マリーナ付近の釣り場まで戻ることとし、船長は手動膨脹式救命胴衣を、同乗者は自動膨脹式救命胴衣を着用し、16時15分ごろ、釣り場を出発した。</p> <p>本船は、湖面に大きな波がなかったことから、増速を続け、約130km/hの全速力（対地速力、以下同じ。）で直進滑走中、16時24分少し前ごろ、衝突音とともに跳躍したのち、右舷側から湖面に落下し、船長及び同乗者は落水した。落水後、船長は行方不明となり、同乗者は、携帯電話でマリーナ管理人に事故を知らせ、管理人からの依頼を受けた釣り仲間によって救助さ</p>

	<p>れた。</p> <p>12月7日、大津市大谷川河口沖約1.2kmの湖底において、膨張していない救命胴衣を着用した船長が発見され、溺水による死亡が確認された。</p>								
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんど無風、視界 良好、湖面 平穏								
その他の事項	船長は、約3年前から同乗者とバス釣りに出かけるようになり、本事故発生前の約1か月間は、毎週日曜日に出かけていた。平成20年6月に本船を購入していた。事故発生場所付近には、遊覧船の航路があり、引き波が発生することがあった。								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>本船が、操船が困難な過大な速力で航行したため、不安定な滑走状態となり、湖面の微小な起伏や風等がきっかけで、湖面から跳躍し、落下した際、船長及び同乗者が落水した可能性があると考えられる。船長は落水した際、意識を失い、手動膨脹式救命胴衣を膨脹させることができず、溺死した可能性があると考えられる。</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	本船が、操船が困難な過大な速力で航行したため、不安定な滑走状態となり、湖面の微小な起伏や風等がきっかけで、湖面から跳躍し、落下した際、船長及び同乗者が落水した可能性があると考えられる。船長は落水した際、意識を失い、手動膨脹式救命胴衣を膨脹させることができず、溺死した可能性があると考えられる。
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	本船が、操船が困難な過大な速力で航行したため、不安定な滑走状態となり、湖面の微小な起伏や風等がきっかけで、湖面から跳躍し、落下した際、船長及び同乗者が落水した可能性があると考えられる。船長は落水した際、意識を失い、手動膨脹式救命胴衣を膨脹させることができず、溺死した可能性があると考えられる。								
原因	本事故は、本船が、琵琶湖西岸を、操船が困難な過大な速力で航行したため、不安定な滑走状態となり、湖面の微小な起伏や風等により湖面から跳躍、落下し、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。								